

一般社団法人 桐生青年会議所 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は一般社団法人桐生青年会議所（英文名 Junior Chamber, Incorporated Kiryu 以下「本会議所」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を群馬県桐生市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、会員の連携と指導力の啓発を図ると共に、地域社会及び国家の経済・社会・文化等の健全な発展を図り、明るく豊かな社会を創造し世界平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行なわない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成のため次に掲げる事業を行なう。

- (1) 青少年育成に寄与する事業
- (2) ひとつづくり事業
- (3) 環境の保護及び整備に寄与する事業
- (4) 国づくりに寄与する事業
- (5) まちづくり事業
- (6) 経済の活性化に寄与する事業
- (7) 国際貢献に関する事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的の達成に必要な事業

2. 前号に定めるほか、事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1) 指導者の試練に資する事業

(2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体との提携

(3) その他、前各号に定める事業に関連する事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人及び一般財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

(正 会 員)

第7条 正会員は、桐生市・みどり市及びその近郊に居住または勤務する満20歳以上40歳までの品格ある青年でなければならない。

2. 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の責任ある推薦により別に定める「一般社団法人桐生青年会議所会員資格規程」に基づき、所定の手続きにより申し込む。

3. 入会の諾否は理事会の決定による。

4. 正会員は総会において、各1個の議決権を有し、本会議所の役員、公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員並びに委員に選任される資格を有する。

(特別会員)

第8条 特別会員は制限年齢に達した正会員のみがその資格を有する。

2. 特別会員は総会における議決権はなく、また、本会議所の役員、公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員並びに委員に選任される資格を有しない。

3. 特別会員に関する細目は「一般社団法人桐生青年会議所会員資格規程」による。

4. 特別会員は本会議所の監事並びに第31条に規定する直前理事長に選任される資格を有する。

(賛助会員)

第9条 本会議所の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成することを望む個人または団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

2. 賛助会員は総会における議決権はなく、また、本会議所の役員、公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員並びに委員に選任される資格を有しない。

3. 賛助会員に関する細目は「一般社団法人桐生青年会議所会員資格規程」による。

(会員の権利及び義務)

第10条 全ての会員は、定款その他の規程・規則等を遵守するとともに、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

2. 正会員は各自の役職に応じ、総会（第 16 条から第 21 条まで規定）、理事会（第 33 条から第 42 条まで規定）、常任理事会（第 43 条にて規定）、例会（第 45 条にて規定）に出席する権利を有するとともに義務を負う。

（会費、入会金）

第 11 条 会員は毎年所定の納期に会費を納入しなければならない。

2. 入会に際しては所定の入会金を納入しなければならない。
3. 会費及び入会金納入の詳細については、運営規程にて別に定める。

（会員資格の喪失）

第 12 条 本会議所の会員は、次の理由によりその資格を失う。

- （1）退社（以下「退会」という）
- （2）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- （3）死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- （4）解散したとき
- （5）破産手続き開始の決定を受けたとき
- （6）除名されたとき
- （7）総正会員の同意があったとき

（退 会）

第 13 条 退会を希望する会員は、理事長に退会届を提出しなければならない。

2. 年度の途中で退会する場合には、退会決定の月までの会費は納入しなければならない。

（除 名）

第 14 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意により除名することができる。

- （1）本会議所の体面を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
 - （2）本会議所の定款又は諸規程等に違反し、勧告によるも改善が見られないとき
 - （3）その他会員として適当でないと認められたとき
2. 会員を総会決議により除名しようとするときは、その総会の会日の 7 日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与える。

（休 会）

第 15 条 正会員がやむを得ない事由により各種会議及び行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。その際、休会理由を記載した文書を理事長に提出しなければならない。休会を許可された会員は出席義務をその期間は免除し、その権利は

停止する。

2. 休会については会員資格規程にて別に定める。

第 3 章 総 会

(総会の決議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款及び諸規程の変更
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事長、副理事長、専務理事（会務担当理事）、常任理事、財務担当理事の選定及び解職
- (4) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (5) 会員の除名
- (6) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (7) 理事会において総会に附議した事項
- (8) その他、本定款に定める事項及び本会議所の運営上重要な事項

(総会の種類)

第 17 条 総会は通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

2. 総会をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の社員総会とし、毎年最初に開催される通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の定時社員総会とする。
3. 通常総会は毎年 2 回以上開催し、理事会の決定をもって招集時期を定める。

(総会の構成)

第 18 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(総会の招集)

第 19 条 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
 - (2) 総議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的記録を提出して臨時総会の招集を請求したとき（以下、「正会員からの総会開催請求時」という）
2. 総会は、正会員からの総会開催請求時を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長がこれを招集しないとき又はできないときには理事会において選任された理事が招集する。
- ただし、正会員からの総会開催請求時は、総会開催請求を行った正会員の代表者がこれを招集する。すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

3. 正会員からの総会開催請求時を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的たる事項があるときには、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4. 理事長は、正会員からの総会開催請求時は、請求書を受け取った日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

5. 総会の招集は、その会日の2週間前までに各正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録を送付するものとする。ただし、総会に出席しない正会員が書面及び電磁的記録のどちらか一方又は両方により議決権を行使することができるときは、その旨を会日の2週間前までに通知しなければならない。

6. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し前項の書面による通知に代えて電磁的記録により通知を発することができる。

7. 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選任する。

(総会の議決権及び書面表決等)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2. 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員は定足数及び議決権上出席したものとみなす。

(総会の成立及び議事)

第21条 総会の定足数は、正会員数の3分の2以上とする。

2. 議事は、本定款に別に定めるもののほか出席した正会員の有する議決権の過半数の同意をもって決する。

第4章 役員

(理事及び監事)

第22条 本会議所に次の理事及び監事を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 2名以上5名以内

(3) 専務理事(会務担当理事) 1名

(4) 常任理事 若干名

(5) 財務担当理事 1名

(6) 理事((1)～(5)を含む)

被選挙権を有する正会員数の4分の1以上5分の2名以内

(7) 監事 3名以内

(理事及び監事の資格及び任免)

第23条 理事は、総会において選任し又は解任する。理事長は、総会において別に定める規程により理事会の決議により選出する。

2. 理事の選任方法は、別に総会において定める規程による。

3. 監事は、理事を兼務し、又は委員会の構成員となること及び使用人となることはできない。また、監事は総会において選任し又は解任する。

4. 理事の兼務は、これを妨げない

(理事の任期)

第24条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監事の任期)

第25条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事長・理事の任務)

第26条 本会議所は、理事長1名を置く。理事長は、一般社団法人及び一般財団法人法上の代表理事であり、本会議所を代表し業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長の業務全般を補佐する。

3. 専務理事は、理事長を補佐して業務を処理するとともに会務を統括する。

4. 常任理事は理事長を補佐し、処務を処理する。

5. 財務担当理事は、本会議所の財務業務を担当し、処務を処理する。

6. 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる義務を負う

(1) 理事の職務執行を監査すること

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること

(3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない

(5) 理事会に出席する義務を有し、必要があると認める時は意見を述べることができる

(6) 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない

(7) 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求しなければならない

(8) その他、法令で定められた事項

(辞任及び解任)

第 28 条 理事又は監事は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意により、これを解任することができる。

2. 第 14 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条中「会員」とあるのは「理事または監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報 酬)

第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。但し、業務遂行にあたり費用を負担した時は、総会の決議により、その費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の決議を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引

(3) 本会議所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 31 条 本会議所は、役員の一社団法人及び一般財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責

任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会議所は、外部役員との間で、賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、金 30 万円以内であらかじめ定められた額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第 5 章 直前理事長・顧問

(直前理事長等)

第 32 条 本会議所には、理事会の決議により直前理事長を置き、顧問及び特別顧問を置くことができる。

2. 直前理事長は、前任の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

3. 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4. 顧問は、理事会及び常任理事会（第 43 条に規定）に出席し、意見を述べるができる。

5. 直前理事長、顧問（以下、「直前理事長等」という）として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、選任された翌年の 12 月 31 日に任期が満了する。辞任及び解任は第 28 条を、報酬については第 29 条の規定をそれぞれ準用する。

6. 補欠として選任された直前理事長等の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第 6 章 理事会

(理事会の設置・構成)

第 33 条 本会議所に理事会を置き、理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 34 条 理事会は本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 入会・退会・休会に関する事項（但し、除名については除く）
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定及び法定の事項

(理事会の種類及び開催)

第 35 条 理事会は通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、毎月1回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に開催の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、その他の理事が招集することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会は、理事長又は理事長が指名した理事がその議長となる。但し、理事長が指名できない場合又は理事長が特別に利害を有する議案を審議する場合、理事の過半数が同意するものをもって議長とする。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第39条 理事会の議事は、本定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数の同意をもって決する。

(利益相反取引の承認)

第40条 理事会は、本会議所と理事個人又は理事が取締役又は理事等役員を務める法人との取引及び第30条に定める取引に関して、取引の承認を行う権限を有する。なお、承認にかかる取引が本会議所に不利益を与えた場合、決議に賛成した理事及び賛成とみなされ

た理事は、連帯してこれを弁償する義務を負う。

(理事会決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(理事会報告の省略)

第 42 条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、質疑を求める旨の申し出があったときには、次回理事会において質疑を行う。

(常任理事会)

第 43 条 理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、常任理事、及び理事会において特に必要と認められた理事を、常任理事会の構成員とする。

2. 常任理事会は、理事会に上程される議案の先議を行い、提出された議案に関して建設的な助言・指導を行うものとする。但し、理事会において、常任理事会の先議を行わない議案の審議はこれを妨げない。

3. 常任理事会の運営規則に関しては別に定める。

第 7 章 議 事 録

第 44 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席した正会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定める事項

2. 議事録には、議長・理事長・出席した監事のほか会員又は理事のうちからその総会及び理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 8 章 例会及び委員会

(例 会)

第 45 条 本会議所は、毎年 12 回以上の例会（会員参加の事業）を開催する。

2. 例会の運営については、理事会決議により定める。
3. 災害等緊急時で会員招集が困難な場合は、例会を中止または延期することができる。
4. 中止または延期を決定する場合は、理事会の決議を要する。
5. ここで言う災害等緊急時とは、群馬県下で激甚災害や非常事態宣言の発令で社会全体に著しい影響を受けるものを定義とする。激甚災害とは、大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするものである。

(委員会等の設置)

第 46 条 本会議所は、事業年度ごとに、本会議所の目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するため、理事会の決議により委員会・会議（以下、「委員会等」という）を置く。

2. 委員会等は、原則として委員長、副委員長及び委員をもって構成するが、特別委員会・会議においてはその構成を変更することができる。
3. 委員長、議長及び副委員長、副議長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
4. 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、監事、直前理事長等、及び特に理事会で認められたものを除き、原則として全員がいずれかの委員会・会議に所属しなければならない。
5. 委員会等の運営は別に理事会において定める規程による。

第 9 章 基 金

(基金の拠出)

第 47 条 本会議所は、会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第 48 条 基金の募集、割当て、払込等の手続、基金の管理及び返還等の取り扱いについては、別に理事会において定める規程による。

(基金拠出者の権利)

第 49 条 本会議所は、第 63 条の解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会議所は次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還できる。
3. 本会議所に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託する

ことはできない。

(基金の返還手続)

第 50 条 基金の返還は、通常総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行う。

2. 前条第 2 項の基金の返還手続については、理事会の決議により定める。

(代替基金の積立)

第 51 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、基金の返還以外の目的で取り崩しを行わないものとする。

第 10 章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第 52 条 本会議所の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、財務担当理事が実務を担当する。その方法は別に理事会において定める規程によるものとする。

(事業年度)

第 53 条 本会議所の事業年度は、1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第 54 条 本会議所の会計は、法令及び群馬県知事の指導に従い、その行う事業に応じて、法令及び一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2. 収益事業等に関する会計は、収益事業等ごとに経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 55 条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書及び収支予算書等」という）は、理事長が作成し、理事会の決議を経てその事業年度開始 2 週間前までに総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始日の前日までに群馬県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 56 条 理事長は本会議所の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、最初に開かれる通常総会の会日の 1 週間前までに前事業年度における事業報告書及び一般社団及び

一般財団法人法第 129 条第 1 項に規定する計算書類並びにこれらの附属明細書及び財産目録（以下、「計算書類等」という）を作成し、監事に提出し、監査を受けなければならない。

2. 監事は、計算書類等の送付を受けたときは、速やかに意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は、監事の意見書を添えて第 1 項に掲げる書類について理事会で承認を得た後、通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4. 第 1 項記載の計算書類等については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に群馬県知事に提出しなければならない。

5. 本会議所は、第 1 項の通常総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表等を公告するものとする。

6. 決算上剰余金を生じたときは、総会の決議に従って、次事業年度に繰り越すか、本会議所の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第 57 条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の議決権の 3 分の 2 以上の賛同を得た議決を経なければならない。

2. 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第 11 章 管 理

（事務局の設置）

第 58 条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

（定款その他の書類の備付等）

第 59 条 理事長は、常に次に掲げる帳簿及び書類を本会議所の事務所に備え置かなければならない。ただし、これらは電磁的記録により作成・保管することができる。

- （1）定款及び諸規程
- （2）会員名簿及び会員の異動に関する書類
- （3）理事、監事の名簿
- （4）認定、許可等及び登記に関する書類
- （5）定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- （6）財産目録
- （7）事業計画書及び収支予算書
- （8）計算書類等
- （9）監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令及び次条第3項に定める規定によるものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開と個人情報の保護)

第 60 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

3. 情報の公開と個人情報の保護に関する必要な事項は、別に理事会において定める規程による。

(公 告)

第 61 条 本会の公告は電子公告による。(http://kiryu-jc.com)

2. やむを得ない事情により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 62 条 この定款は、第 65 条の規定を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により変更することができる。

2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 63 条 本会議所は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. 前項の行為をするときは、あらかじめその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 64 条 本会議所は、一般社団法人及び一般財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由のほか、総会において総正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 65 条 本会議所が清算をする場合において、残余財産のあるときは、これを総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする

2. 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(清算人)

第 66 条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 67 条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 14 章 補 則

(委 任)

第 68 条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

1. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 53 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3. 本会議所の最初の理事長は、深澤佑太とする。